新潟県報道資料

令和８年 11 月 27 日
環 境 局 環 境 対 策 課

燕市上諏訪地内におけるシアン化合物による土壌汚染について

燕市上諏訪地内において、事業者が土壌汚染対策法に基づき実施した土壌調査の結果、シアン化合物が土壌溶出量基準値を超えて検出された旨、本日、三条地域振興局（環境センター）に、報告がありました。
調査結果の概要及び県の対応は次のとおりです。

１　概要

(1) 調 査 地 点：燕市上諏訪地内
(2) 試料採取日：令和８年 10 月７日、８日
(3) 検 出 状 況：
○　土壌溶出量

有害物質の種類	調査結果	基準値
シアン化合物	0.2～1.7 mg/L	検出されないこと

２　県の対応

・　地下水への影響が考えられる範囲（半径 80m）に、水道水源、飲用井戸、営業用井戸及び農業用井戸がないことを確認しました。
・　その他の井戸の設置状況を確認の上、地下水調査を実施し、周辺の汚染状況を確認します。

(参考)
○ シアン化合物
１　健康への影響
中枢神経阻害、酵素活性阻害、呼吸阻害を及ぼすといわれている。
２　用途
有機化学合成等に使用

本件についてのお問い合わせ先
環境対策課　〔担当〕遠藤
（直通）025-280-5157（内線）2716